

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

地域やライフステージを考慮した歯および口腔の健康づくりの支援体制の構築に関する研究

2012年より開始された韓国の免許更新制度および生涯研修制度について

研究代表者 川口陽子 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 教授
研究分担者 森尾郁子 東京医科歯科大学大学院歯学教育開発学分野 教授
研究代表者 植野正之 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 准教授
研究協力者 浦岡有里 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 大学院生

研究要旨

韓国の保健省保健福祉部が発行した「医療人免許申告制及び生涯研修業務指針」を日本語に翻訳して、韓国における医療人免許の更新制度および生涯研修制度について調査した。

2012年4月29日より、免許を有するすべての医療人、すなわち医師、歯科医師、韓医師（漢方医）、助産師、看護師は、3年ごとに免許更新のための申告を、保健福祉部の長官（日本の厚生労働大臣に相当）あてに実施することになった。また、1年間に8時間以上の生涯研修の受講が義務化された。免許更新制度制定の目的は、医療サービスの質の向上をはかり、医療人に対する国民の信頼度を向上させることである。

韓国では基礎研究に従事している者には、生涯研修が免除されていることから、診療に従事する医療人の質の保証・向上を目指している制度だと考えられる。最新の歯科医療サービスを国民に提供し、歯科医師が国民から信頼されていくためには、医療人に対するこのような制度を新設することは重要であると考えられた。

A. 研究目的

欧米先進諸国では、歯科医師免許の更新制度および生涯研修制度が義務化されている国が多い。韓国では、これまで我が国と同様に、免許の更新制度はなかったが、2012年より新たに歯科医師免許の更新および生涯研修制度が開始されることになった。そこで、どのような状況のもとに制度が開始されるようになったのか、また、その内容について調査を行った。

B. 研究方法

韓国の保健省保健福祉部が2012年12月に発行した「医療人免許申告制及び生涯研修業務指針（資料）」を日本語に翻訳して、韓国における歯科医師免許の更新制度および生涯研修制度の詳細について調査した。

（倫理面への配慮）

本研究では、すでに官公庁などで公表されている既存のデータを収集して分析を行うので、倫理上の問題はない。

C. 研究結果

1. 歯科医師免許の更新制度の概要

韓国における免許更新制度制定の目的は、医療人免許の管理および生涯研修の充実を通して、医療サービスの質の向上をはかり、医療人に対する国民の信頼度を向上させることである。

この制度の制定により、免許を有するすべての医療人、すなわち医師、歯科医師、韓医師(漢方医に相当)、助産師、看護師は、3年ごとに免許更新のための申告を、保健福祉部の長官(日本の厚生労働大臣に相当)あてに実施することになった。そのために、医療法が改正され、2012年4月29日より施行された。

制度制定の背景として、医療専門職としての免許取得者及び活動医療人に対する情報の管理と持続的な質の管理が必要であること、これまでの医療人対象の生涯研修の受講は任意であったため、その受講率は約43%と低かったこと、主要先進国(米国、英国、カナダなど)では免許申告をする際に、生涯研修履修の有無を申告する免許更新制度を施行中であることが、挙げられている。

2009年11月に、リアイジュ議員から、医療人に対する実態の把握及び医療人の免許管理の実効性を高める医療法の改定案が提出され、「医療人免許管理体系の改善委員会」を設置して検討を行い、医療法の改定(2011.4.28公布、2012.4.29施行)、医療法の施行令・施行規則の改定(2012.4.27公布、2012.4.29施行)を経て、免許更新制度が実施されるようになった。

2. 主な内容

- すべての医療人(医師、歯科医師、韓医師、助産師、看護師)は最初の免許取得後、3年ごとに免許を申告しなければならない。
- 生涯研修を未履修の場合には、申告の却下が可能となる。
- 未申告の場合は申告時まで免許の効力が停止される。

- 免許更新の申告の受理業務をそれぞれの全国レベルの職能団体の長に委託する。

医師 大韓医師協会
歯科医師 大韓歯科医師協会
韓医師 大韓韓医師協会
助産師 大韓助産師協会
看護師 大韓看護師協会

- 申告内容

基本人的事項
就業状況
勤務期間及び地域
生涯研修の履修可否など

3. 申告の方法及び手続き

- 医療人は各々の所属団体のインターネット HP に構築されている「免許申告システム」に直接接続して申告する。
- インターネット使用が不可能な例外的場合に限り、医療人が支部にオフライン受け付け後、支部が代わりに入力することができる
- 会費納付可否、登録会員可否に関係なく「免許申告システム」に接続して申告することが可能である。
- 申告の手数料はない。

4. 生涯研修の履修可否の確認

免許申告時に、生涯研修の履修証又は生涯研修の免除・猶予の確認書を提出して生涯研修の履修可否を確認する。なお、各々の職能団体の内部システムには過去の生涯研修の履修内容を照会するシステムが構築されていて、自動確認ができるようになっている。

以下の者は生涯研修が免除される。

- 医科大学・歯科大学・韓医科大学・医学専門大学院・歯医学専門大学院、又は韓医学専門大学院の附属病院で基礎医学を研究している者で、患者診療業務に直接従事していない者
- 軍隊服務中の者

- 専攻医
- 大学院生
- 行政機関及び国・公立医療機関に所属された者で、患者診療業務に従事していない者
- 海外滞留、休業、又は廃業などによって該当年度に6ヶ月以上患者の診療業務に従事しなかった者
- 本人の疾病や他の理由で生涯研修を受けることが困難だと認定される者
- 保健福祉部の長官が生涯研修を受ける必要がないと認定する者

5. 生涯研修

1年間に8時間以上を履修しなければならない。また、8時間未満の教育履修者は該当年度の生涯研修未履修として処理する。必修履修科目はない。

生涯研修を履修しなかった場合、又は猶予の申請をした場合、年間8時間を基準として補充の生涯研修を履修しなければならない。

研修猶予の理由が解消された場合(患者診療業務に6ヶ月以上従事することになった場合)には、過去に猶予した分の補充の生涯研修を履修しなければならない。

生涯研修の実施は各々の職能団体の義務であるが、医療法の施行規則によって各々の学会、修練病院、韓国保健福祉人力開発院などに委託して実施することができる。

各職能団体の長は該当医療人が生涯研修を履修した場合、履修証を発給する。医療人は免許申告の時、「免許申告システム」を通じて生涯研修履修の可否を確認することができ、また、その履修証の発給も可能である。これは、団体への会費納入の有無と関係なく、実施することができる。

なお、申告の時、提出すべき生涯研修の履修証は前年度までの生涯研修履修結果にする。

6. 生涯研修の費用および手数料の算定

生涯研修の費用は教育課程の運営に対する

実費のみを徴収する。生涯研修の費用を団体の会費に連携させる方式は、認められない。また、生涯研修の費用に対し、団体会費納付の会員と未納会員との差別等を行うことも認められない。生涯研修費用の算定内訳及び費用を職能団体の中央会ホームページに掲示することが義務づけられている。

D. 考察

韓国では2009年11月から約3年かけて医療法を改定し、2012年から医療人の免許更新制度が開始されるようになった。目的として、「医療サービスの質の向上」および「医療人に対する国民の信頼度の向上」を挙げているが、これは我が国においても必要なことである。

基礎研究に従事している者には、生涯研修が免除されていることから、診療に従事する医療人の質の保証・向上を目指している制度だと考えられる。なお、歯科衛生士に関しても、医療技師制度のもとで、やはり歯科医師と同様に3年ごとの免許更新制度、生涯研修制度の義務化が、韓国では行われるようになった。最新の歯科医療サービスを国民に提供し、歯科医師が国民から信頼されていくためには、医療人に対するこのような制度を新設することはインパクトが大きいと考えられた。

生涯研修制度が開始されたばかりなので、その内容や時間数等が適切であるかは、今後検証されていくと思われるが、すべての医療職に対して、このような制度を一斉に課した韓国は、医療の国際化に向けた準備として、大きく進展していると考えられた。

E. 結論

韓国では、2012年4月29日より、免許を有するすべての医療人、すなわち医師、歯科医師、韓医師(漢方医に相当)、助産師、看護師は、3年ごとに免許更新のための申告を、保健福祉部の長官(日本の厚生労働大臣に相当)あてに実施することになった。また、1年間に8時間以

上の生涯研修の受講が義務化された。

最新の歯科医療サービスを国民に提供し、歯科医師が国民から信頼されていくためには、医療人に対するこのような制度を新設することは重要と考えられた。

F . 研究発表 なし

G . 知的財産権の出願・登録状況 なし

資料

「医療人免許申告制」及び 補修教育業務指針

2012年12月

保健福祉部

1. 概要

A. 指針(案)制定の背景

- 医療法改定・公布で「医療人免許申告制」施行(2012.4.29~)
 - * 既存の申告条項は、保健医療施策に必要なだと認定する場合に実施する任意事項であったが、医療法の改定により、すべての医療人が3年ごとに申告するように義務化
- 申告の受理業務は、医療法第28条により、中央会の長に委託(施行令第11条第2項)
- 民間委託事務に対する「事務処理指針」制定が必要

行政権限の委任及び委託に関する規定

第11条(民間委託の基準) 行政機関が第1項のいずれか一つに該当する事務を民間に委託した場合には必要な事務処理指針を調達して、その処理に必要な適切な処置をとらなければならない。

B. 医療人免許申告制の概要

(1) 目標

- 医療人資格の管理及び補修教育の充実化を通じての医療サービスの質の向上および保健医療人に対する国民の信頼度の向上

(2) 根拠となる法令

- 医療人の免許申告義務の付与根拠

医療法

第25条(申告) 医療人は大統領令によって規定されていることにより、最初に免許を取得した時から3年ごとにその実態と就業状況などを保健福祉部の長官に申告しなければならない。保健福祉部の長官は第30条第3項の補修教育を履修しなかった医療人に対して第1項による申告を却下することができる。保健福祉部の長官は第1項による申告の修理業務を大統領令によって規定されていることにより関連団体などに委託することができる。

- 医療人の補修教育履修義務の付与根拠

医療法

第30条(協調の義務) 中央会は保健福祉部の長官から医療と国民保健の上昇に関する協調の要請を受けたら、それに協力しなければならない。中央会は保健福祉部令によって規定されていることにより、会員の資質の向上のために必要な補修教育を実施しなければならない。医療人は第2項による補修教育を受けなければならない。

(3) 推進の背景及び経過

(A) 推進の背景

- 医療人の職種の専門性を考慮すると、免許者及び活動医療人に対する情報の管理と持続的な質の管理が必要
- 医療人の補修教育の履修率は43%程度と低く、補修教育の実効性を高める必要あり

* 主要先進国(米国、英国、カナダなど)は免許申告をする際に、補修教育履修の有無を申告する免許更新制度を施行中
(米国、2~5年の期間で、免許申告と共に State Board for Medicine における補修教育の履修の有無を報告)

(B) 推進の主要な経過

- 医療人に対する実態の把握及び医療人の免許管理の実効性を高める医療法の改定案の提出（ライジユ議員の代表発議、2009.11月～）
- 「医療人免許管理体系の改善委員会」を構成・運営（2009.11～）
- 医療法改定（2011.4.28 公布、2012.4.29 施行）
- 医療法の施行令・施行規則の改定（2012.4.27 公布、2012.4.29 施行）

(4) 主要な内容

- すべての医療人は最初の免許取得後、3年ごとに免許を申告しなければならない。また、補修教育未履修の場合には申告の却下が可能
- 未申告の場合は申告時まで免許の効力を停止
- 施行日以前に免許を取得した人は1年の経過期間（'12.4.29～'13.4.28）内に、一括的に申告を実施
- 各々の中央会の長に申告の受理業務を委託
大韓医師協会、大韓歯科医師協会、大韓韓医師協会、大韓助産師協会、大韓看護師協会

医療法施行令
第11条（申告） 法の第25条第3項により保健福祉部の長官は第1項による申告の受理業務を法の第28条による医師会・歯科医師会・韓医師会・助産師会及び看護師会（以下「中央会」と呼ぶ）に委託する。

2. 申告対象及び内容

A. 申告の対象：すべての医療人（医師、歯科医師、韓医師、助産師、看護師）

- 免許停止中の人でも申告の対象になる
- 免許が取り消された人は申告の対象にはならないが、医療法第65条第2項によって免許を再発給（再交付）された人は申告の対象になる

医療法
第65条（免許の取り消しと再交付） 保健福祉部の長官は第1項によって免許が取り消された人の場合にも取り消しの原因になった理由がなくなったり、十分に改悛したことが認定された場合に免許を再交付することができる。＜端緒省略＞

B. 申告の周期及び期間：免許の取得日を基準として3年ごと

(1) 2012.4.28 以前の免許取得者（一括的申告を実施）

- 1) 最初の申告：2012.4.29 から 2013.4.28 まで
- 2) 以後の申告は、最初の申告によって変わる
 - (2012.4.29～2012.12.31)に実施した場合、2015.1.1～2015.12.31 に実施
 - (2013.1.1～2013.4.28)に実施した場合、2016.1.1～2016.12.31 に実施

(2) 2012.4.29 以降、新規の免許取得者：

免許を発給された年を基準として3年後の1月1日から12月31日以内に最初申告

グループ名	免許発給年度	最初の申告年度	次期申告年度
	2012.4.29～2012.12.31	2015	2018
	2013.1.1～2013.12.31	2016	2019
	2014.1.1～2014.12.31	2017	2020
	X	(X+3)	(X+6)

* 免許を2013.3.1に取得した人は3年後の16年の1月1日から12月31日中に申告

(3) 免許取り消し後の免許再交付者

- 免許を持っているすべての医療人は申告の対象になる
 - 免許が取り消された人は免許の申告の対象にはならないが、免許の停止処分を受けた人又は取り消された免許を再交付された人は免許申告の対象になる
 - 免許再交付者は再交付日（再交付された免許証の発給日）を基準で適用
- * 本人の免許発給年度は保健福祉部の免許案内システムを通じて確認可能(lic.mohw.go.kr)

< 医療人の申告年度分類 >

グループ	対象者	申告年度
3A	最初の申告を 2012 年(4 月 29 日～12 月 31 日)にした人 免許が 2012, 2015, 2018, ... に発給された人	2015, 2018, 2021, ...
3B	最初の申告を 2013 年(1 月 1 日～4 月 28 日)にした人 免許が 2013, 2016, 2019, ... に発給された人	2013, 2016, 2019, ...
3C	免許が 2017, 2020, 2023, ... に発給された人	2017, 2020, 2023, ...

C. 申告内容

- (1) 基本的事項、就業状況、勤務期間及び地域、補修教育の履修可否など
 - 医療法の施行規則、別紙第 10 号書式「医療人の実態などの申告書」を作成して提出
- (2) 他の補修教育を履修したか、免除・猶予を確認できる書類
 - 中央会から発給されてもらった補修教育の免除・猶予の確認書（医療法の施行規則、別紙第 10 号の 3 書式）又は補修教育履修証（別紙第 13 号書式）添付

3. 申告の方法及び手続き

A. 申告の方法

- 医療人は各々の所属協会中央会のインターネット HP に構築されている「免許申告システム」に直接接続して申告
 - * インターネット使用が不可能な例外的の場合に限って、医療人が支部にオフライン受け付け後、支部が代わりに入力することはできる
- 会費納付可否、登録会員可否に関係なく「免許申告システム」に接続して申告可能
- 申告後、申告確認書は医療人なら誰でも印刷可能
- 申告の手数料はない

B. 補修教育の履修可否の確認

- 免許申告の時、補修教育の履修証又は補修教育の免除・猶予の確認書を提出して補修教育の履修可否を確認
 - * 各々の中央会の内部システムには過去の補修教育の履修内容を照会するシステムが構築されていて、自動確認ができるようにする。

4. 一括申告

- 一括申告の対象：2012.4.28 以前に免許を取得した医療人（免許発給日を基準）
 - 一括申告の内容：一般申告と同じ
- (1) 「医療人の実態などの申告書」（医療法施行規則別紙第 10 号書式）
 - (2) 2011 年度補修教育関連処理基準
 - 2011 年度補修教育履修と関連がある事項は改定以前の医療法基準を適用することを原則とする

医療法施行規則(2011年度基準)

第20条(補修教育) 医療機関に従事する医療人は毎年第1項による補修教育を受けなければならない。ただし、次の各内容に該当する者に対しては補修教育を免除する。

1. 医科大学・歯科大学・韓医科大学・医学専門大学院・歯医学専門大学院、又は韓医学専門大学院の附属病院で基礎医学を研究している者で、患者の診療業務に直接従事していない者
2. 軍隊服務中の者
3. 専攻医
4. 大学院生
5. 行政機関及び国・公立医療機関に所属された者で、患者診療業務に従事していない者
6. 海外滞留、休業、又は廃業などによって該当年度に6ヶ月以上患者の診療業務に従事しなかった者
7. 本人の疾病や他の理由で補修教育を受けることが困難だと認定される者
8. 保健福祉部の長官が補修教育を受ける必要がないと認定する者

- これによって、一括申告の時に添付しなければならない書類は2011年度補修教育の履修証である

- 2011年度未履修者は一括申告期間(2012.4.29~2013.4.28)内に補修教育8時間を履修した後、補修教育履修証を添付して申告。しかし、この場合次の申告の時に必要な2012年度分の補修教育は別途に履修しなければならない。

- 2011年度免除対象者であることを証明する書類を中央会に提出した人は中央会が自動的に確認

- 2011年度補修教育の免除対象者であるが証明書類を中央会に提出しなかった人は2012年度に限って2011年度免除対象証明書類を提出しようとして免除の可否を確認

- 2011年度補修教育の履修対象者であるが補修教育を履修しなかった上に2012年度補修教育の免除又は猶予の対象者として補修教育を履修しなかった場合、2011年度補修教育の履修義務は「猶予」として処理し、次の申告時に2011年補修教育に該当する補修教育を履修した証明証を提出しなければならない

< 一斉申告の時2011年度補修教育の履修・免除・未履修による処理基準 >

区分		2011年度補修教育関連書類の添付	中央会の申告の修理基準
2011年度補修教育履修者		2011年度補修教育の履修証	免許申告システムの自動確認
2011年度補修教育免除者	2011年に免除関連書類提出者	なし	免許申告システムの自動確認
	2011年に免除関連書類未提出者	2011年補修教育免除を証明できる書類	中央会書類確認
2011年度補修教育未履修者	2012年度の補修教育履修者	2012年度補修教育履修証	免許申告システムの自動確認
	2012年度の補修教育の免除・猶予対象者で、2012年度に補修教育を履修しなかった者	2012年度の補修教育の免除・猶予確認証	免許申告システムの自動確認 (*この場合、2011年度補修教育は「猶予」になる)

* 補修教育の履修及び免除の確認は「免許申告システム」で自動的に可能、そして自動確認の時に添付書類の提出は省略される

C. 一括申告の期間：2012.4.29~2013.4.28

D. 有重要事項

- 一括申告の対象者が申告をしなかった場合、一括申告の期限が終わる次の日から免許効力の停止処分が行われる
 - * 行政手続き法によって未申告者に対する処分事前通知、意見提出機会の付与 免許未申告で最終確認された場合、処分書発送 到着時点から免許効力停止
- 未申告によって免許効力が停止された者は直ちに申告を実施した時から免許の効力を戻すことができる
- 一括申告の対象者が一括申告の期限が経て追加で最初申告する場合、2011 年度以後から申告直前の年度までの補修教育の履修証又は補修教育免除・猶予の確認証を提出
 - * (例)1990 年度の免許発給者が一括申告期限に申告せずに 2015 年度に最初に申告する場合、2011 年度～2014 年度の補修教育の履修証又は免除・猶予の確認書が必要

5. 補修教育

A. 補修教育の履修時間 (* 必修履修科目はなし)

- 年間 8 時間以上を履修しなければならない。また、8 時間未満の教育履修者は該当年度の補修教育未履修として処理する。
 - * (例) 2014 年に 7 時間の補修教育を履修した場合、未履修処理となり 2015 年に追加で 8 時間を履修しなければならない (1 時間追加履修では 2014 年の補修教育の履修処理が不可能で、2015 年度には総 16 時間の履修義務が発生)
- 補修教育を履修しなかった場合、又は猶予の申請をした場合、年間 8 時間を基準で補充補修教育を履修しなければならない
- 猶予の理由が解消された場合 (患者診療業務に 6 ヶ月以上従事することになった場合) 過去猶予した補修教育を履修するために「補充補修教育」を履修しなければならない
 - * 補充補修教育の起算点は 2011 年から起算
 - * (例) 患者診療の業務に従事しなくて、12 年から 10 年間補修教育を猶予申請した場合、2011 年から 2021 年まで総 88 時間の補修教育 (8 時間 X11 年) を履修しない限り、診療現場に復帰することはできない

B. 補修教育の実施

- 補修教育の実施は各々の中央会の義務だが、医療法の施行規則によって各々の学会、修練病院、韓国保健福祉人力開発院などに委託して実施することができる

医療法施行規則
第 20 条 (補修教育) 各中央会長は第 1 項による補修教育を次の機関によって実施されるようにすることができる
1. 法第 28 条第 5 項によって設置された支部 (以後「支部」と呼ぶ) 又は医学・歯医学・韓医学・看護学分野別の専門学会及び専門団体
2. 医科大学・歯科大学・韓医科大学・医学専門大学院・歯医学専門大学院・韓医学専門大学院・看護大学及びその付属病院
3. 修練病院
4. 「韓国保健福祉人力開発院法」による韓国保健福祉人力開発院
5. 他の法律による補修教育の実施機関

- 各中央会長は医療人が他の法律による補修教育の履修時、該当時間の一部又は全部を補修教育時間に認定
 - * 「農村や漁村などの保健医療のための特別装置法」によって看護師の保健医療員が毎年 21 時間以上の補修教育を履修した場合、大韓看護師協会は補修教育の内容を確認する手続きを経て、補修教育に認定する

- 補修教育の実施は各中央会の義務事項であるので、どんな理由があっても（協会費未納を含む）補修教育を受ける権利を制限することはできない

C. 補修教育の履修証発給

(1) 各中央会長は該当医療人が補修教育を履修した場合、補修教育の履修証を発給

- 医療人は免許申告の時、「免許申告システム」を通じて補修教育履修の可否を確認することができるし、補修教育の履修証の発給も可能

* 協会費の納入可否と連携することはできない

(2) 申告の時、提出すべき補修教育の履修証は前年度までの補修教育履修結果にする。

- 一括申告（2012.4.29～2013.4.28）期間には 2011 年度補修教育の履修証を提出し、2011 年度未履修者は一括申告期間内の補修教育を履修しようとする

* 2011 年度の未履修者は 2012 年度に該年度の補修教育分 8 時間外に、2011 年度補修教育分 8 時間を追加で履修しなければならない

- 申告修理の時、中央会長は該当医療人の最近の申告年度から該年度を除いた直前の年度までの補修教育の履修可否を確認する。ただし、最近猶予の理由がなくなった場合、猶予期間分の補修教育の履修時間を算入する

* 申告しようとする医療人が最初に申告する場合なら、2011 年を基準とする

< 医療人の免許申告の時、補修教育の証明の事例 >

順番	医療人の事例	提出すべき補修教育の履修証明書類
1	2016 年に最初に申告する者	2011 年～2015 年(40 時間)履修証明証
2	最近一斉申告後、2020 年に申告する者 (ただし、猶予を 18 年まで実施して、該当猶予の理由が 2019 年から消える)	2012 年～2019 年(64 時間)履修証明証
3	最近 2017 年に申告した者が 2020 年にまた申告する場合 (ただし、持続的に猶予の確認を受けた)	2017 年～2019 年の猶予確認証
4	最近 2017 年に申告した者が 2020 年にまた申告する場合 (ただし、持続的に猶予の確認を受けていて、19 年に免除の理由が発生)	2017 年～2018 年猶予の確認証 2019 年の免除確認証
5	最近 2017 年に申告した者が 2020 年に申告する場合 (ただし 2015 年～2017 年猶予者、2018 年免除者、2019 年履修対象者の場合)	2015 年～17 年及び 2019 年履修証明証 2018 年の免除確認証

D. 補修教育の免除・猶予の対象

(1) 趣旨

- 既存の補修教育の免除対象者を補修教育の必要性によって免除対象及び猶予対象に区分

(2) 補修教育の免除対象（医療法施行規則第 20 条第 6 項）

- 現在他の機関で補修教育を代替できる教育を受けている医療人（専攻医・医療人養成大学の大学院の在学生）

* 免除対象者の身分が 6 ヶ月未満で維持される場合、補修教育履修対象者に分類される（1・2

月に専攻医の身分だったが3月からは免除の対象ではない場合、補修教育の履修対象者になる)

- 該当年度に免許証が発給された者(再発給者は除く)
- 保健福祉部の長官が補修教育を受ける必要がないと認定する者

* 身分が変更されても免除対象の期間が維持される場合は合算できるし、免許申告の時補修教育の免除対象の書類を提出しなければならない

(例: 1・2月に専攻医の身分で、3月から8月まで大学院の在学生の身分であれば、補修教育の免除対象者に分類される)

(3) 補修教育の猶予の対象(医療法施行規則第20条第7項)

* 補修教育猶予対象者: 補修教育を受けなければならないが、特定の事情で該当年度の補修教育の猶予を希望する者

- 該当年度に6月以上患者診療の業務に従事しない者
- 保健福祉部の長官に補修教育を受けることが困難だと認定する者

(4) 保健福祉部の長官の補修教育免除・猶予認定の手続き

- 医療人は補修教育免除又は猶予対象者として認定されようとする場合、所属中央会に「補修教育免除・猶予申請書」及び関連書類を提出

* 関連書類の例示: 専攻医又は大学院生(在学証明証)

免許発給新規者(免許証の写本)

- 補修教育の免除・猶予確認は該当年度に限るので、同じ理由に該当しても、医療人は毎年免除・猶予の申請をしなければならない

- 保健福祉部の長官が「補修教育を受ける必要がないと認定する者」又は「補修教育を受けることが困難であると認定する者」は保健福祉部の医療資源政策科に有権的解釈を依頼して、返信された文書を根拠に補修教育の免除・猶予の対象者を分類する

* 有権的解釈に関連された所属医療人にも免除・猶予ができる理由を有権的解釈の内容を基盤として案内する。そして追加申請の時、免除・猶予の認定を執行。

- 各中央会長は免除・猶予の対象者であることを確認した時、補修教育の免除・猶予の確認証を発給しなければならない

(5) 補修教育の免除・猶予理由の解消時、補修教育履修の義務付与

- 補修教育の猶予対象者に分類された医療人で猶予理由が解消された場合、過去猶予された補修教育を全部履修しなければならない

* (例) 患者診療の業務に従事しなくて補修教育を2年間猶予してきたが、現在患者診療の業務に復帰した場合、2年間猶予された補修教育と該当年度の補修教育の義務を含めて年間24時間を履修しなければならない

- 猶予期間と免除期間が混在する医療人の場合、猶予期間のみの期間に対して補修教育を履修することになる

* (例) 2013年~2015年に猶予、2016年に免除、2017~2018年に猶予された者が2019年から猶予・免除の理由が解除された場合、48時間(2013年~2015年、2017~2019年)を履修することになる

E. 補修教育の費用および手数料の算定

(1) 補修教育の費用は教育課程の運営に対する実費を賦課

△ 補修教育の費用を協会の会費に連携させる方式は全部不認定
△ 補修教育の費用に対し、協会費納付の会員と未納会員間の差別行為不可
△ 補修教育の費用に対し、開設者と非開設者間の差別行為不可

- ただし、直接的補修教育の費用外に協会常勤補修教育の担当者の人件費、補修教育運営部署の運営費などを合理的に算定して未登録会員に賦課することは認定

- * 必ず補修教育費用の算定内訳及び費用を中央会ホームページに掲示
- (2) 補修教育の免除・猶予の申請の時、別途の手数料の策定不可
- (3) 補修教育の免除・猶予の確認証の発給時、別途の手数料の策定不可

6. 結果の報告

A. 各中央会は申告の期間が終了した次の日までに申告受け付けの結果を報告

- 基本的事項、就業状況、勤務機関および地域、補修教育の履修可否などの医療法の施行規則別紙第 10 号書式「医療人の実態などの申告書」の内容をエクセルファイルで作成して提出
- * 報告書式は申告期間の終了前に通報予定
- 補修教育の履修証、免除・猶予の確認証などの添付書類は保管し、別途要請があった時に提出

7. 未申告時の行政処分

A. 申告の期間が終了する日の次の日から免許効力の停止処分が進行して、申告する時まで免許の効力が停止

- * 補修教育の未履修時の過料賦課の条項削除
- 行政手続き法によって未申告者に対する処分事前通事及び意見提出の機会付与 免許未申告で最終確認された場合処分書発送 到着時点から免許の効力が停止
- 免許の未申告によって免許の効力が停止された場合、一般的な免許の停止処分と同じ効力がある
- 故意に、免許効力の停止になった者が医療行為をした場合、免許の取り消しの理由になる

8. 行政事項：各医療人団体の中央会

A. インターネット基盤の「免許申告システム」構築

- 各中央会はホームページに一体の会員加入又は登録過程なしに本人確認のみで申告ができるように構築
- * 公認認定書、携帯を利用した本人確認システムの活用など
- 中央会は補修教育の履修可否又は免除・猶予可否を申告義務者がいつも確認できるシステムを構築しなければならない
- 免許申告の時、自分の補修教育の履修可否、又は免除・猶予可否、補充補修教育の履修可否を自動的に確認できるように連動して設計しなければならない
- * 確認ができない場合に限り補修教育の履修書、または補修教育の免除・猶予の確認書を添付して申告できるようにシステムを構築
- 補修教育を履修しなくて申告の受け付けができない場合にも、作成した申告内容に対する中間過程の保存（申告の意味ではない）はできるようにする
- 申告修理の時には医療人が申告修理確認証を印刷できるようにする。申告の可否を直ちに確認できない場合には 7 日以内に確認できるように処置・通報する
- 申告が終わる時に、該当医療人の次の申告時点を案内する
- インターネットの未使用者のために、支部又は分会の申告代行ができるシステムを構築する
- 各中央会は「免許申告システム」の構築を 2012. 4. 29(日)まで完了しなければならない

B. 各種書式の発給

- 会員の便宜のために、補修教育履修証、免除・猶予申請及び免除・猶予確認書の発給ができるように設計

C. 各種協会の規定（定款施行細則、補修教育規定、倫理委員会規定など）が改定された医療法に符合できるように変更手続きを進行させる

D. 補修教育計画及び実績の報告

(1) 補修教育の計画

- 補修教育実施機関、教育科目及び内容、教育方法（集合・サイバーなど）教育予算及び被教育者の経費負担額などを作成
- 現行提出時点（毎年2月末）を毎年12月末に変更して補修教育の予測可能性を強化
- 年中補修教育計画は各協会補修教育ホームページで別途のメニューで構成して、容易に確認できるように年中掲示

(2) 補修計画の実績報告

- 補修教育の履修者の数、最初に提出した計画から変更された事項など、前年度補修教育の運営結果を毎年4月末まで提出
- 所属医療人の補修教育の履修結果は「免許申告システム」とリアルタイムで連動して管理

E. 「事務便覧」を作成して、保健福祉部の承認を受けること

行政権限の委任及び委託に関する規定

第15条（事務便覧） 民間受託機関は受託事務の種類別に処理部署、処理期間、処理手続き、処理基準、具備書類、書式及び手数料などを区分して、具体的に明示した事務便覧を作成して備えて置かなければならない

民間受託機関は第1項の便覧を作成した場合には委託機関の承認を受けなければならない

F. 留意事項

(1) 申告手数料：なし

- 現行法律上申告手数料を受け取る根拠なし

(2) 補修教育費用を協会予算と分離して区分計理

(3) 他の留意事項

- 市・道、病院・医院と協調して医療機関の勤務者に案内文を配布
- 補修教育及び免許申告時、協会費の納付を誘導・強要することがないようにして、中央会は支部・分会などがこのような行為をしないように徹底的に指導、監督すること
- 補修教育費用を登録会員と非登録会員間に区分して徴収する行為が発生しないように徹底的に指導・監督すること

< 主要不当運営事例 >

- 0 オンライン・オフラインの補修教育及び補修教育の履修証の発給を、協会の加入可否、会費納入可否と連動する方式
- 0 開院医と勤務医に対する補修教育費用の差別的賦課
- 0 中央会・支部必修科目指定、補修教育の実施機関別上限時間の指定
- 0 補修教育の免除申請の時、協会の加入可否によって、別途の費用賦課
- 0 他の支部の補修教育の受講希望の時に、別途の費用又は手続きを要求する行為
- 0 補修教育の実施日を臨時休日に指定すること

G. 問い合わせ事項

(1) 所属の医療人の免許申告及び補修教育の履修関連の問い合わせを取り仕切れる協会内の直通コールセンターを運営することを勧奨する

(2) 免許申告制関連の案内及び要請事項に対して「保健福祉部コールセンター」（129）を優先的に案内する

- 各協会は保健福祉部と共にコールセンターの相談員教育に参加
- 各種の広報物に協会のコールセンター及び保健福祉部コールセンターの電話番号を案内する

医療人の実態など申告書

*裏面の作成方法を読んで作成してください。[]には該当するところに✓表示をします。

基本 人的事項	姓名		免許番号
	職種 []医師 []歯科医師 []韓医師 []助産師 []看護師		
	免許発給年月日		E-mail
	住所		
	連絡先	一般電話	携帯

就業状況	活動状況 ([]専属、[]非専属) 医療機関勤務 []非医療機関勤務 []未活動		
	医療機関勤務者	勤務医療機関区分 []総合病院 []病院 []療養病院 []医院 []歯科病院 []歯科医院 []助産院 []保健医療院 []保健所 []保健地所 []漢方病院 []韓医院	
		勤務医療機関の名前	
		勤務医療機関の住所	
	非医療機関勤務者	勤務機関区分 []研究所 []企業体 [](順)政府機関 []学校 []自営業 []その他()	
	勤務地の住所		

補修教育及び 申告関連	最近の申告年度
	補修教育の履修状況 総()時間 履修義務中()時間履修

「医療法」第 25 条第 1 項、同法令施行令第 11 条及び同法令施行規則第 17 条第 1 項により上のように申告します。

年 月 日

申告人

(署名又は印)

中央会長 貴下

添付書類	1. 補修教育履修証(履修者のみで添付します) 2. 補修教育の免除・猶予の確認証(該当者のみで添付します)
------	---

申告書の作成時の注意事項

1. 申告書は次の格目の区分によって、毎3年ごとに作成して提出しなければなりません。
 - A. 「医療法施行令」第8条によって免許証を発給されたり「医療法」第65条によって免許証を再発給された場合：免許証の発給日又は免許証の再発給日から毎3年になる年の12月31日まで申告
 - B. 法律第10609号医療法の一部改定法律の付則第2条第1項によって申告をした場合：申告日から毎3年になる年の12月31日まで申告
2. 申告書は韓国語又はアラビア数字で作成し、陰影の部分には書きません。
3. 「専属」は1個の医療機関で週4日間32時間以上の勤務をする場合を意味します。
4. 医療機関で勤務する医療人の場合には「医療機関勤務者」欄だけで、その他の医療人の場合には「非医療機関勤務者」欄だけで作成します。
5. 「勤務医療機関名前」欄及び「勤務医療機関住所」欄には専属で勤務する医療機関の名前と住所を書きます。非専属勤務者の場合には代表医療機関1ヶ所の名前と住所だけを書きます。
6. 申告書を第1号による提出期間まで提出しないと、提出時まで免許の効力が停止することがあります。
7. 申告書に虚偽の内容を書いて提出する場合には関連法によって不利益を受けることになることがあります。
8. 補修教育（義務履修時間：年間8時間）を履修しなかった場合には申告書が却下されることがあります。

医療法施行規則「別紙第 10 号の 2 書式」

補修教育 免除 確認書

猶予

受付番号	受付日	発給日	処理期間 5 日
申請者	姓名		免許番号
	職種 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 歯科医師 <input type="checkbox"/> 韓医師 <input type="checkbox"/> 助産師 <input type="checkbox"/> 看護師		
申請理由	免除・猶予申請の対象年度		
	具体的免除根拠（「医療法施行規則」第 20 条第 6 項） <input type="checkbox"/> 1. 専攻医 <input type="checkbox"/> 2. 医科大学・歯科大学・韓医師大学・看護大学、大学院在学学生 <input type="checkbox"/> 3. 第 8 条により免許証が発給された新規免許習得者 <input type="checkbox"/> 4. 保健福祉部長官が補修教育を受ける必要がないと認定する者		
	具体的猶予根拠（「医療法施行規則」第 20 条第 7 項） <input type="checkbox"/> 1. 該当年度に 6 ヶ月以上患者診療の業務に従事しなかった者 <input type="checkbox"/> 2. 保健福祉部長官が補修教育を受けることが困難だと認定する者		

「医療法施行規則」第 20 条第 8 項により次のように補修教育の免除、又は猶予を申請します。

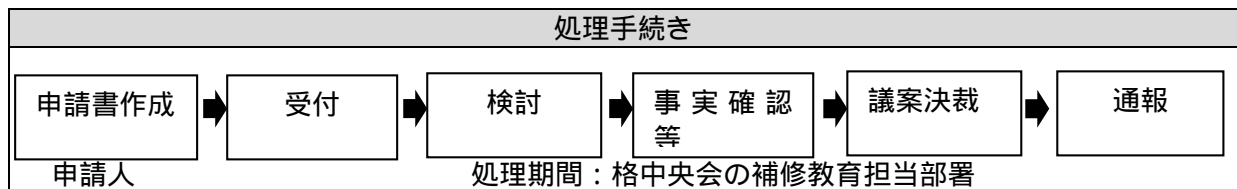
年 月 日

申請人

（署名又は印）

中央会長 貴下

添付書類	補修教育免除、又は猶予対象者であることを証明できる書類
------	-----------------------------



補修教育 [] **免除** **確認書**
[] **猶予**

姓名：
免許番号：
職種：
補修教育免除・猶予内訳：

「医療法施行規則」第 20 条第 9 項によって、貴下は補修教育の免除・猶予対象者に該当することを確認します。

年 月 日

中央会長

職印

補修教育履修証

姓名：
免許番号：
職種：
補修教育履修内訳：

貴下は 年度医療人補修教育のすべての過程を修了したので、
「医療法施行規則」第 21 条第 2 項によって補修教育履修書を発給します。

年 月 日

中央会長

職印

免許申告 確認証

姓名：

免許番号：

職種：

免許申告認定期間： ~
(次の免許申告期間： ~)

貴下は「医療法」第 25 条第 項に通じて 年度の医療人の実態などを
申告したことを確認します。

年 月 日

中央会長



職印